

令和2年2月27日

学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

令和2年2月25日に文部科学省が都道府県教育委員会等に通達した「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について、次の通りお知らせいたします。学習塾事業者が事業所等（以下「事業所」といい、業務に係るすべての部署を指す）において対策の推進に協力することが望まれます。

また、新型コロナウイルス感染症においては、日々状況が変化しているところであり、必要に応じて、情報を更新する場合があります。

（1）情報収集及び周知

事業者は、国内外の新型コロナウイルスの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、協会、保健所及び専門医等関係機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・事業所としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

（2）事業所内での感染拡大防止のための措置

事業者は、事業所内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

- ①従業員等に新型コロナウイルスに関する情報を正確に伝える。
- ②個人での感染予防や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- ③37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の新型コロナウイルス症状があれば入社しないように要請する。
- ④自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。

（3）塾生及び従業員等の安全最優先のための措置

新型コロナウイルス感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内でも発生が見られる状態にあっては、塾生及び従業員等の安全最優先のために以下の措置等を講ずることが望ましい。

- ①事業者は、新型コロナウイルスと認められた患者および当該患者の接触者が関係する発生地域である学校等が臨時休校を行った場合、塾生の通塾停止を含めた所要の措置

を検討する。

- ②事業者は、事業所の所在する地域の地方自治体において、所要の勧告・要請等が出された場合、それに従うよう努める。
- ③塾生及び従業員等のだれかが事業所内において、発症（発症を疑わせる症状を呈する者を含む）した場合、適切な対応例として以下の措置を講ずる。
 - ・発熱・咳・全身痛など通常のインフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく最寄りの医療機関を受診すると、万が一新型コロナウイルスであった場合、待合室等で他の患者に感染させてしまう「二次感染」のおそれがある。その場合はまず、保健所等（発熱相談センター）に連絡し、都道府県等が指定する医療機関など（発熱外来などを設置）を受診する。
 - ・発症者が上記医療機関を受診するときはもちろん、外出時、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がける。
 - ・感染者に接触した者は自宅待機を要請されることがあり、また状況に応じて予防薬が配布されることがあるので、保健所からの連絡をよく聞く。

（４）従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、新型コロナウイルス感染予防のため、政府の新型コロナウイルスに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- ①国内外の新型コロナウイルスの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- ②外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- ③発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- ④「咳エチケット」を心がける。
 - ・咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
 - ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。
 - ・咳をしている人にマスクの着用を促す。
- ⑤従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- ⑥発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- ⑦不要不急の外出を自粛する。